## 大阪市告示第1532号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例(昭和40年大阪市条例第50号)第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月5日

大阪市長 横山 英幸

施設名	年月	日	供用時間
大阪市立中央区民センター	令和7年11月6日(	(木)	
	同月7日(	(金)	午前8時30分から
	同月25日(	(火)	午後 9 時30分まで
	同月26日(	(水)	

(中央区役所市民協働課)